組合員の雇用継続に関する項目

　非常勤講師については府立学校は校長から、市町村立学校については市町村教委から内申を待って任用を行うこととなっている。現時点において4月以降の非常勤講師の内申がなされていないことから、具体的な任用については回答できない。

なお、2月12日付けの申入れ時点において、府教委における任用が確認できない方については、府教委としてお話することはできない。

　今後の予定については、府立学校については任用の前日、市町村立学校については中3日までに内申を受ける予定になっている。